

新潟県条例第39号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県営住宅条例の一部改正)

第1条 新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。<u>ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。<u>ただし、入居者(省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が同項の規定による収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、収入の額を認定することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、知事が必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を県が負担することができる。</p> <p>(1) 県営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の附帯施設で省令第10条で定めるものの修繕を除くほか、住宅の修繕に要する費用</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(収入超過者に係る家賃)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の家賃は、収入超過者に係る収入の額に基づき、政令第8条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する方法により算出するものとする。</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第41条 知事は、第38条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(入居者の費用負担)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、知事が必要と認めるときは、第1号に規定する修繕に要する費用の一部を県が負担することができる。</p> <p>(1) 県営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の附帯施設で省令第9条で定めるものの修繕を除くほか、住宅の修繕に要する費用</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(収入超過者に係る家賃)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の家賃は、収入超過者に係る収入の額に基づき、政令第8条第2項に規定する方法により算出するものとする。</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第41条 知事は、第38条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家</p>

賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(用途廃止による県営住宅への入居に係る家賃の特例)

第42条 知事は、公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(用途廃止による県営住宅への入居に係る家賃の特例)

第42条 知事は、公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号(以下この条において「削除別表細目号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)~(4) (略)		(1)~(4) (略)	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。)、 <u>新潟県認定こども園の要件等に関する条例(平成28年新潟県条例第31号。以下この項において「条例」という。)</u> 並びに <u>法及び条例の施行のための規則</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
		(1) <u>法第3条第1項又は第3項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定</u>	
		(2) <u>法第3条第6項の規定による協</u>	

<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第29条第4項の規定による周知</u></p>	<p>議</p> <p>(3) <u>法第3条第8項の規定による通知</u></p> <p>(4) <u>法第3条第9項の規定による公示</u></p> <p>(5) <u>法第7条第1項の規定による認定の取消し</u></p> <p>(6) <u>法第7条第2項の規定による公表</u></p> <p>(7) <u>法第7条第3項の規定による公示</u></p> <p>(8) <u>法第8条第1項の規定による協議</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>法第29条第1項の規定による変更の届出の受理</u></p> <p>(11) <u>法第29条第2項の規定による周知</u></p> <p>(12) <u>法第30条第1項の規定による報告の受理</u></p> <p>(13) <u>法第30条第2項の規定による報告の徴収</u></p> <p>(14) <u>条例第5条第1項の規定による廃止の届出の受理</u></p> <p>(15) <u>条例第5条第3項の規定による公表</u></p>
(6)～(9) (略)	(6)～(9) (略)

(新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県認定こども園の要件等に関する条例(平成28年新潟県条例第31号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止の届出)</p> <p>第5条 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)の設置者(県、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び法第3条第1項に規定する指定都市所在施設の設置者</u>を除く。次項において同じ。)は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第5条 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)の設置者(県を除く。次項において同じ。)は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の6月前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。